

春の交通安全運動

人身事故は〇

歩行者と自転車乗りの事故防止を重点にかけた春の交通安全運動は、5月12日から21日までの10日間全国一斉に実施された。

本市の場合、大館警察署を中心に、町内会、交通安全母の会など市民あわせてこの運動に取り組み、かってない盛り上りの中で交通事故防止の運動を展開した。市民あげての運動が功を奏し、期間中の交通事故（人身）は「〇」という立派な成績を残したこととは、交通安全運動に対する市民の認識が高まってきたものと、大館警察署ではこの動向を喜んでいるところです。

サラリーマンの税負担が軽減されます

サラリーマンの所得税は、1年間に支給された給料やボーナスの収入額から給与所得控除額を差し引いて所得を算出しこれから基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除を差し引いた課税所得に税率をかけて算出します。

ことしの税制改正で、給与所得控除等の諸控除が引き上げられ、妻と子ども2人で年収300万円のサラリーマンの場合年間3万6,600円の所得税が軽減されます。（大館税務署）

東北電力から

防犯灯寄贈される

このほど東北電力から10灯の防犯灯が市に寄贈されました。

東北電力では、春秋2回にわたってサービス時間で実施していますが、この間に際し、犯罪防止と交通事故防止を図るために、毎年各市町村に防犯灯を贈られます。

大館市にはこれまで110灯の防犯灯が寄贈され、防犯に大いに役立っているところですが、今度寄贈された10灯の防犯灯は、つぎの町内に設置されます。

長倉町 東台2区 赤館
有浦4丁目(2灯)、向町、茂内屋敷平内(2灯)、姥沢

また、東北電力では、この防犯灯のほかに、御成児童公園につつじ20本を寄贈され、大館営業所の所員の皆さんの方で植えていただき、同地区の皆さんから感謝されています。

保健婦の窓

《マラソンは健康保持の万能薬》

朝早く市内を走っている人をよくみかけますが、マラソンは何にもまさる全身運動です。
・血行が盛んになり新陳代謝を促進します。
・呼吸循環機能を高め特に下半身の筋力を強めます。
・毛細血管の発達を促進し皮ふを丈夫にしますのでカゼの予防になります。
・毎朝規則正しく起床して運動することは生活のリズムを健康的にします。
・適度な肉体的疲労は、ぐっすり眠ることができます。
・日課のある生活は人生を楽しく意義あるものしてくれます。
始めはあくまでマイペースで；だんだん時間や距離を伸ばし、健康のためにマラソンを行いましょう。



大館警察署がまとめた期間中の管内の交通事故発生状況によると、前述したように今期間の交通事故（人身）はゼロという快記録をうち樹てた。昨年は9件発生し、1人の死者を出しているのに比べれば大半減少であり、市民の安全を願う市としてもこの快挙を喜んでいます。

しかし、交通事故がゼロといつても、運転者の義務違反は減ったわけではない逆に前年より増えている事が注目されるすなわち、期間中にスピード違反で検挙された件数はなんと28件にのぼり、

昨年に比して88%の増になっているほか、無免許運転7件、酒酔運転6件、駐停車などの違反231件（昨年は127件）もあった。このような運転者の義務違反は、交通事故につながりやすいことは云うまでもない事だが、今回の交通安全運動は、幸い事故がなかったものの、運転者のマナーの欠如という事態が大きく台頭した期間として特徴づけられると思うし、運転者の再考が今後の課題として残されたようです。

消費者モニター出稼ぎ相談員が決まりました

<消費者モニター>

物価調査及び市民の消費生活についての苦情、要望を解決するため、市内各地に20人の消費生活モニターを委嘱しました。

消費生活のこと気のついたことがありましたら各地区のモニターか、市民相談室にご連絡ください。

※相談日……毎週月、水、金、土曜日

記

佐藤 イエ(中神明町)
宇佐美せつ子(柄沢)
桜田 みき(有浦6丁目)
吉田みづ子(泉町)
佐藤 成子(相染沢岱)
片岡 貞子(幸町)
長沢 テイ(長木川南)
笛谷 容子(三ノ丸)
阿部とし子(谷地町後)
伊藤 静子(花岡町)
松本 キミ(花岡町)
高橋リツ子(白沢)
伊藤 タミ(下代野)
佐々木フヨ(駿迎内)
木村 ミエ(駿迎内)
畠山 栄子(池内)
安達ちか子(二井田)
桜田 照子(十二所)
石戸谷晶子(高戸谷)
小林 スマ(川口)

<出稼ぎ相談員>

出稼ぎ者の就労動向の把握と出稼ぎ者及びその留守家族の相談に応じるためつぎの方々を出稼ぎ相談指導員に委嘱しました。

記

宮腰信男(駿迎内獅子ケ森)
(花矢、駿迎内、長木地区担当)
平沢 博(二井田出向)
(真中、二井田、十二所地区担当)
伊藤健治郎(小館町)
(大館、上川沿、下川沿地区担当)



幸町の踏切で行った想定訓練

歯科の保険診療

●歯の治療は健康保険で

歯は私達の健康に深い関係があります。常に歯の衛生に気をつけなければなりませんし、また歯や歯ぐきの病気になつたら、一日も早く治療する方が必要です。歯科にかぎらず、現在の医療については、医学の進歩を取り入れ保険診療ができるよう努力しているところであり、歯や歯ぐきの病気になった場合も、歯科医院の窓口に保険証を提出すれば、通常必要とする治療は、保険ができるようになっております。

●保険でできない治療

・歯並びをそろえる治療や美容を目的とするもの。
・歯にフッソを塗布したり、予防充てん等の予防的処置

・歯槽膿瘍症における永久固定装置
・前歯および智歯（親しらぎ）に金属板を曲げて作った金属冠をする場合

●差額負担治療

患者の希望で次のような治療をした場合

国保情報

No.7

合は慣行料金から保険で給付される額を差し引いた差額を負担することになります。

・歯に穴があいたり欠けたとき、金合金、白金加金や特殊陶材を用いて、充てんしたり、かぶせたり、さし歯をしたりする場合

・歯が無くなったりときに作られる入れ歯やブリッジに金合金、白金加金を用いたり、入れ歯の床を金属で作ったりする場合

・抜けている歯が3歯以上のときに作られるブリッジの場合

●歯の治療を受けるとき

・保険だけ治療を受けたときは医師に申し出てください。
・差額治療を希望するときは医師の説明をよく聞いてから治療をうけてください。

●苦情は市役所の窓口へ

もし、あなたの歯科診療について納得のいかないことがありますたら、市役所の歯科診療苦情相談窓口（厚生課国保係）をご利用ください。

TEL (42)-1212(内線240)